

○所沢市審議会等の委員公募実施要領

平成7年7月1日要領等

改正

平成15年6月25日

平成18年6月20日

平成26年1月8日

平成28年6月1日

平成29年4月1日要領等

平成30年4月27日要領等

令和2年3月5日要領等

所沢市審議会等の委員公募実施要領

(趣旨)

**第1条** この要領は、所沢市審議会等の委員選任要綱（平成7年7月1日施行）第7条に規定する審議会等の委員の公募について必要な事項を定めるものとする。

(公募の方法)

**第2条** 公募委員は、次の各号のいずれかに掲げる方法により選任するものとする。

(1) 広報ところざわ及び市ホームページへの掲載、審議会ごとに定める募集要項の配架により次の情報を提供し、公募する方法

ア 名称、設置目的、審議内容、会議日程、委員構成、任期、会議公開に関する情報等の審議会等の内容

イ 募集人数、応募資格、応募方法、募集期間、選任方法、選任時期等の公募の内容

ウ 報酬、問合せ先等、その他の情報

(2) あらかじめ住民基本台帳から無作為抽出した、本市に住所を有する者に必要事項を記した案内を送付し、委員を募る方法

(応募資格)

**第3条** 審議会等の委員の応募資格は、審議会等の委員として委嘱しようとする日において次に掲げる要件を満たすこととする。

(1) 本市に引き続き1年以上住所を有する者

(2) 満18歳に達している者で、かつ、募集に係る審議会等の委員の任期満了時にお

いて満76歳に達していない者

(3) 過去2年間において本市の審議会等の委員となっていない者

(応募方法)

**第4条** 第2条第1号に定める公募の際の応募方法は、審議会等委員応募用紙(別記様式)の提出によるものとする。

2 第2条第2号に定める公募の際の応募方法は、募集要項に定める応募用紙の提出によるものとする。

(募集期間)

**第5条** 募集期間は、2週間程度とする。

(委員の決定)

**第6条** 公募に係る審議会等の委員の決定は、あらかじめ日時及び会場を定め、公開抽選により行うものとする。ただし、応募者が募集人員に満たない場合は、応募者をもって委員とする。

2 前項の規定にかかわらず、審議会等の個々の事情に合わせ、抽選によらずに委員を決定することができる。ただし、その旨を、募集要項に明記しておくこととする。

3 第1項の結果は、応募者全員に連絡するものとする。

(公募に係る事務の所管)

**第7条** この要領に規定する公募に係る事務は、公募に係る審議会等を所管する課等が行うものとする。

#### 附 則

この要領は、平成7年7月1日から施行する。

附 則 (平成15年6月25日)

この要領は、平成15年7月1日から施行する。

附 則 (平成18年6月20日)

この要領は、平成18年8月1日から施行する。

附 則 (平成26年1月8日)

この要領は、平成26年2月1日から施行する。

附 則 (平成28年6月1日)

この要領は、平成28年6月19日から施行する。

附 則 (平成29年4月1日要領等)

この要領は、平成29年4月1日から施行する。

**附 則**（平成30年4月27日要領等）

この要領は、平成30年5月1日から施行する。

**附 則**（令和2年3月5日要領等）

この要領は、令和2年4月1日から施行する。

別記様式  
別記様式

審議会等委員応募用紙

年 月 日 提出			* No.
審議会等の名称			
ふりがな		性別	男・女
氏名			
生年月日	年 月 日 ( 歳)		
住所	所沢市 電話番号 ( )		
経歴	-----		
	-----		
	-----		
	-----		
	-----		
志望 動機	-----		
	-----		
	-----		
	-----		
	-----		
抽選日の出欠	出席 ( 本人 ・ *代理出席 ) ・ 欠席		

- \* No.欄は、記入しないでください。
- \* 経歴は、支障のない範囲で記入してください。審議事項に関する知識経験についても記入してください。
- \* 代理出席の場合、代理人の方は委任状を持参してください。